【 機 密 性 1 情 報 】 警察庁丙組組企発第 269 号 財 国 第 2 0 4 7 号 令 和 4 年 7 月 15 日

国土交通省不動産·建築経済局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長 渡邊 国 佳

財務省国際局長 三村 淳

令和4年6月17日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に 関する法律の適正な履行等について

今般、令和4年6月14日から17日までに開催されたFATF (Financial Action Task Force)全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明(別添)が採択された。同声明は、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)及びイランについて、加盟国に対し、両国より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するために、両国に関し、引き続き、対抗措置を適用することを要請している。

上記声明について、所管する特定事業者に対して周知するとともに、引き続き、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務及び疑わしい取引の届出 義務の履行の徹底が図られるよう、要請方よろしくお取り計らい願いたい。